

財政援助団体等監査結果報告

〔株式会社神戸フェリーセンター〕

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	佐 伯 育 三
同	橋 本 秀 一
同	松 本 しゅうじ

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成21年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

株式会社神戸フェリーセンター（以下「会社」という。）における出納その他の事務で、主として平成20年度執行の事務

2 監査の期間

平成21年8月24日～平成22年3月15日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

会社は、東神戸フェリーターミナルにおける各フェリー会社の船舶運航（埠頭使用・離着岸・乗船券発売等）について、公正円滑な運営を行い、車両並びに旅客貨物の安全輸送に対して便宜

を与え、フェリー埠頭の公共性を維持しながら、フェリーの優先埠頭としての機能を発揮し、フェリー輸送並びに国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和44年8月に東神戸ターミナル内に設立された。なお、平成11年3月に東神戸フェリー埠頭から新港第3突堤にフェリー基地を移転している。

(2) 神戸市との関係

① 出資

会社の資本金は5,000万円であり、神戸市（以下「本市」という。）は、1,800万円（出資率36.0%）を出資している。本市以外の主な出資者は、財団法人神戸港埠頭公社、神戸マリンホテルズ株式会社及び神戸航空貨物ターミナル株式会社である。

② 公の施設の指定管理

本市は、会社に対し公の施設の指定管理者として、6,612万円を支出している。その内訳は、神戸ポートターミナル管理運営業務に5,376万円、新港フェリーターミナル管理運営業務に900万円、六甲船客ターミナル管理運営業務に334万円である。

③ 貸付

本市は会社に対し、貸付を行っており、平成20年度末の貸付残高は2億8,854万円となっている。

④ 職員数

平成20年度末における職員数は22人であり、本市より職員の派遣はない。

(3) 事業の概要

会社の所在地は、神戸市中央区新港町3番7号である。

主な事業は、第1表のとおりである。

① 自動車航送船事業者、旅客、車両、貨物への役務の提供

新港フェリー埠頭及び六甲アイランドフェリー埠頭において、フェリー会社より委託を受けて陸上部門の業務を行っている。

② 自動車航送船埠頭の管理運営

新港フェリー埠頭のフェリーターミナル、可動橋及びヤード等を本市から委託を受けて管理している。

③ 駐車場の管理運営

ポートアイランド中埠頭駐車場、ポートアイランドシャーシプール、六甲アイランドシャーシプール、青木北駐車場、魚崎駐車場などの駐車場経営を行っている。

④ 一般日用品雑貨及び観光用土産品等の販売並びに自動販売機の管理・運営

新港フェリーターミナル内での売店経営のほか、ポートアイランド中埠頭駐車場などで自動販売機の管理・運営及びコイン洗車場の経営等を行っている。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目			平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
発着地	航路名	種 別	乗車数等	乗車数等			
			乗用車 トラック 一般旅客				
フェリー事業	新港のりば	高松	26,146 台	28,505 台	△ 2,359 台	△ 8.3	
			52,066 台	53,414 台	△ 1,348 台	△ 2.5	
			78,829 人	80,312 人	△ 1,483 人	△ 1.8	
	六甲アイランドのりば	今治 松山 大分	乗用車	24,447 台	24,123 台	324 台	1.3
			トラック	44,886 台	48,999 台	△ 4,113 台	△ 8.4
一般旅客			66,970 人	72,173 人	△ 5,203 人	△ 7.2	
合計		乗用車	50,593 台	52,628 台	△ 2,035 台	△ 3.9	
		トラック	96,952 台	102,413 台	△ 5,461 台	△ 5.3	
		一般旅客	145,799 人	152,485 人	△ 6,686 人	△ 4.4	
駐車場事業	ポートアイランド中埠頭駐車場		契約台数	273 台	323 台	△ 50 台	△ 15.5
	ポートアイランドシャーシプール		契約面積	7,196 m ²	7,956 m ²	△ 760 m ²	△ 9.6
	六甲アイランドシャーシプール		契約面積	7,017 m ²	6,441 m ²	576 m ²	8.9
	青木北駐車場		契約台数	97 台	97 台	0 台	0.0
	魚崎駐車場		契約面積	2,746 m ²	2,746 m ²	0 m ²	0.0

(注1) 平成20年度 六甲アイランドのりば寄港便1便は平成20年8月30日～10月11日エンジン不調のため欠航。

(4) 経営状況と財政状態

会社の会計は、企業会計方式を適用しており、消費税処理は税込処理である。

ア 経営状況

会社の経営状況は、第2表のとおりである。

第 2 表 比較損益計算書

(単位 金額：千円)

科 目	平成 20 年度		平成 19 年度		対 前 年 度 増 減	対前年度 増 減 率	
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率			
収 益 の 部	営 業 収 益 (a)	598,245	99.8	603,126	99.8	△ 4,881	△ 0.8
	フ ェ リ ー 事 業 収 入	284,938	47.5	273,175	45.2	11,763	4.3
	駐 車 場 等 事 業 収 入	247,181	41.2	258,340	42.8	△ 11,159	△ 4.3
	指 定 管 理 者 事 業 収 入	66,126	11.0	71,611	11.9	△ 5,485	△ 7.7
	営 業 外 収 益	1,448	0.2	1,055	0.2	393	37.3
	受 取 利 息	1,448	0.2	1,055	0.2	393	37.3
	当 期 収 益 合 計 (A)	599,693	100.0	604,181	100.0	△ 4,488	△ 0.7
費 用 の 部	営 業 費 用 (b)	598,491	100.0	599,294	100.0	△ 803	△ 0.1
	フ ェ リ ー 事 業 費	279,658	46.7	276,109	46.1	3,549	1.3
	駐 車 場 等 事 業 費	251,235	42.0	251,449	42.0	△ 214	△ 0.1
	指 定 管 理 者 事 業 費	67,598	11.3	71,736	12.0	△ 4,138	△ 5.8
	当 期 費 用 合 計 (B)	598,491	100.0	599,294	100.0	△ 803	△ 0.1
経 常	利 益 (C=A-B)	1,202	—	4,887	—	△ 3,685	—
	特 別 利 益 (D)	15,469	—	17,412	—	△ 1,943	△ 11.2
	退 職 給 与 引 当 金 繰 戻 益	521	—	521	—	0	0.0
	退 職 給 与 準 備 金 繰 戻 益	6,947	—	8,890	—	△ 1,943	△ 21.9
	修 繕 引 当 金 繰 戻 益	8,000	—	8,000	—	0	0.0
	特 別 損 失 (E)	—	—	—	—	—	—
	有 価 証 券 評 価 損	—	—	—	—	—	—
	有 価 証 券 売 却 損	—	—	—	—	—	—
	税 引 前 当 期 利 益 (F=C+D-E)	16,671	—	22,299	—	△ 5,628	—
	法 人 税 等 充 当 額 (G)	0	—	0	—	0	—
	当 期 純 利 益 (H=F-G)	16,671	—	22,299	—	△ 5,628	—
	前 期 繰 越 損 失 (I)	△ 106,647	—	△ 128,945	—	22,298	—
	当 期 未 処 理 損 失 (J=H+I)	△ 89,976	—	△ 106,646	—	16,670	—
	営 業 収 支 比 率 (a/b×100)	100.0	—	100.6	—	△ 0.7	—
	経 常 収 支 比 率 (A/B×100)	100.2	—	100.8	—	△ 0.6	—

(注1) 金額は、千円未満を四捨五入している。

(注2) 神戸市からの指定管理料収入は、平成19年度は71,611千円、平成20年度は66,126千円である。

イ 財政状態

会社の財政状態は、第3表のとおりである。

第 3 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円)

科 目	平成20年度末		平成19年度末		対前年度増	対前年度減	対前年度増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率			
資 産	417,807	100.0	471,833	100.0	△ 54,026		△ 11.5
I 流動資産	350,111	83.8	402,390	85.3	△ 52,279		△ 13.0
1 現金預金	340,855	81.6	394,458	83.6	△ 53,603		△ 13.6
2 未収入金	4,988	1.2	6,343	1.3	△ 1,355		△ 21.4
3 前払費用	323	0.1	621	0.1	△ 298		△ 48.0
4 貸付金	3,300	0.8	0	0.0	3,300		皆増
5 立替金	0	0.0	322	0.1	△ 322		皆減
6 商品	645	0.2	646	0.1	△ 1		△ 0.2
II 固定資産	67,696	16.2	69,443	14.7	△ 1,747		△ 2.5
1 有形固定資産	7,534	1.8	9,281	2.0	△ 1,747		△ 18.8
(1) 建物	1,007	0.2	1,108	0.2	△ 101		△ 9.1
(2) 建物付属設備	962	0.2	1,151	0.2	△ 189		△ 16.4
(3) 車両	44	0.0	113	0.0	△ 69		△ 61.1
(4) 構築物	5,287	1.3	6,619	1.4	△ 1,332		△ 20.1
(5) 什器備品	233	0.1	289	0.1	△ 56		△ 19.4
2 無形固定資産	394	0.1	394	0.1	0		0.0
(1) 電話加入権	394	0.1	394	0.1	0		0.0
3 投資その他資産	59,768	14.3	59,768	12.7	0		0.0
(1) 投資有価証券	55,010	13.2	55,010	11.7	0		0.0
(2) 差入保証金	4,758	1.1	4,758	1.0	0		0.0
負債及び純資産の部	417,807	—	471,833	—	△ 54,026		△ 11.5
負 債	457,783	100.0	528,480	100.0	△ 70,697		△ 13.4
I 流動負債	154,622	33.8	161,165	30.5	△ 6,543		△ 4.1
1 短期借入金	57,720	12.6	57,720	10.9	0		0.0
2 未払費用	37,026	8.1	35,815	6.8	1,211		3.4
3 前受金	15,055	3.3	16,664	3.2	△ 1,609		△ 9.7
4 預り金	26,729	5.8	33,683	6.4	△ 6,954		△ 20.6
5 賞与引当金	8,694	1.9	7,885	1.5	809		10.3
6 納税引当金	9,397	2.1	9,397	1.8	0		0.0
II 固定負債	303,161	66.2	367,315	69.5	△ 64,154		△ 17.5
1 長期借入金	230,821	50.4	288,541	54.6	△ 57,720		△ 20.0
2 長期預り金	10,000	2.2	10,000	1.9	0		0.0
3 預り保証金	19,374	4.2	21,446	4.1	△ 2,072		△ 9.7
4 退職給与引当金	1,564	0.3	2,086	0.4	△ 522		△ 25.0
5 退職給与準備金	35,402	7.7	31,242	5.9	4,160		13.3
6 修繕引当金	6,000	1.3	14,000	2.6	△ 8,000		△ 57.1
純 資 産	△ 39,976	—	△ 56,647	—	16,671		—
I 資 本 金	50,000	—	50,000	—	0		—
II 利 益 剰 余 金	△ 89,976	—	△ 106,647	—	16,671		—
1 当期末処理損失 (うち当期純利益)	△ 89,976 (16,671)	—	△ 106,647 (22,298)	—	16,671 △ 5,627		—

(注1) 金額は、千円未満を四捨五入している。

5 監査の結果

(1) 経営に関する事項について

当期収益合計 5 億 9,969 万円に対し、当期費用合計 5 億 9,849 万円で、経常利益は 120 万円となっている。前年度に比べ、収益が 448 万円 (0.7%) 減少し、費用が 80 万円 (0.1%) 減少した結果、経常損益は 368 万円悪化している。これに特別利益の 1,546 万円を加算した当期純利益は 1,667 万円となっている。

事業面では、フェリー埠頭の管理運営やフェリー会社、旅客、車両、貨物への役務の提供等を行うなど、設立の目的に沿って運営され、その役割を果たしているものと認められた。また、公の施設の指定管理運営においても、条例等に従って管理運営が行われているものと認められた。

(2) 財務に関する事項について

当年度末の資産は 4 億 1,780 万円であり、主な内訳は現金預金 3 億 4,085 万円及び投資有価証券 5,501 万円となっている。一方、負債は 4 億 5,778 万円であり、主な内訳は長期借入金 2 億 3,082 万円及び短期借入金 5,772 万円となっており、いずれも本市からの借り入れである。財政状態は、債務超過の状態が続いているが、当期末処理損失は少しずつ改善されている。

(3) 指摘事項及び意見

会社の出納その他の事務については、おおむね適正に行われているものと認められたが、事務の一部について、次のような改善を要する事例が見受けられたので、今後適正な事務処理に努められたい。

① 指摘事項

ア 会計処理に関する事務

(7) 固定資産の除去を適正にすべきもの

車両 (95%償却後の 5 年均等償却) を平成 21 年 2 月 6 日に廃棄処分とした際、期首の帳簿価額を雑損失 (営業費用) として計上している事例が見受けられた。

5 年間で残存簿価 1 円まで均等償却している場合であっても、廃棄処分日の属する月までの「減価償却費」(営業費用) を計上するとともに、「固定資産除去損」(特別損失又は営業外費用) を計上すべきである。

(4) 賞与引当金の会計処理を適正にすべきもの

賞与引当金として、年間の賞与支給額を見積もり計上し、賞与支給時に賞与引当金を取

崩さず、直接経費執行している事例が見受けられた。

当期の負担に属する部分の金額を賞与引当金として計上し、賞与支給時に引当金を取崩すべきである。

イ 財産管理に関する事務

(7) 売上現金の把握を適正に行うべきもの

コイン洗車場において、機器の不具合等により、売上ジャーナル等で確認できる売上現金と集金現金に誤差が生じている事例が散見された。

機器の改修等も含めて、売上を正確に把握できるようにすべきである。

② 意見

ア 経理規程の整備について

会社における会計処理は、納税申告を念頭においた表示と処理が行われている。そのため、勘定科目等も会社計算規則、財務諸表等規則などとは異なっているものがあり、資料によっては用語の混乱が見受けられるものもある。貸借対照表上に退職給与引当金と退職給与準備金を計上しているが、退職給付引当金として統一して計上するのが適当であるなど整理していく必要がある。また、固定資産の減価償却方法の注記がないなど、個別注記表の注記状況も不完全である。

ところで現行の経理規程は、総務部長が規程の運用統括責任者であった当時のまま（現在は経理部長職がある）となっており、現行の取扱いと異なるものとなっている。

会社は、現在経理規程の整備に着手している。このたびの整備にあたっては、以上のような点と、市の外郭団体として経営成績、財務状況等も公表していることを踏まえて、説明責任を適切に果たしていけるよう整備を進められたい。

イ 給与規程の整備について

給与規程は平成 16 年改正以後、一部の手当での廃止など変更があるにもかかわらず、改正されていない。給与等の支給の根拠となるものであり、規程の整備に努められたい。

ウ コンプライアンスの遵守について

会社は、平成 21 年 2 月の税務調査により、A 社への分担金支出が経費としての執行を否認されたことにより、過去 3 ヶ年分（平成 17 年度～平成 19 年度）に遡り、分担金支出計 2,205 万円に対し、法人税等の修正、加算、延滞分として合計 923 万円を追徴された。

A 社への分担金は、現在では資本関係がないため、関連会社への支援ともいえず、また委

託事業ともいえないなどの理由から、寄付金とされたものである。会社は、この問題について法的な問題がなかったか、平成 21 年 6 月「公正な職務執行に関する規程」に基づき、コンプライアンス審査会に諮問を行っている。この答申を受けて、現行の規程や決定手続等の問題点を自らも検証し、会社としての改善策を示されるよう努められたい。

(4) まとめ

会社は、これまで平成 7 年の震災被害や平成 10 年の明石海峡大橋の開通の影響を受けながらも、新規事業の取り組みや旅行斡旋業、通信機器の販売事業、インターネットのプロバイダー事業などの廃止など、その都度事業の見直しを行い、平成 18 年度においては有料道路事業からも撤退するなど、経営改善に努めてきた。

また、船社と協力して観光施設等との利用セット券の販売や乗船手続きの ETC 導入など、顧客誘致を図るための様々なサービス向上に努め、ここ数年利用者は順調に増加してきていた。しかし、景気の悪化に伴い物流や利用者の減少が急激に進んだ。さらには、高速道路の ETC 割引が平成 21 年 3 月より実施され、6 月には九州航路の神戸寄港便の休止(実質 1 便減便)、四国航路についても 7 月より 1 便減便となるなど、会社を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況にあって、会社においては、事業の活性化、開拓に取り組んで、会社の存在意義を高め、フェリーの円滑な運航と車両及び旅客・貨物の安全輸送及び各利用者へのサービスの充実を図り、神戸港の活性化に寄与されるよう希望する。

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
「ほぼ皆増」----- 増加率が 1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。